

大学共同利用機関法人自然科学研究機構内部統制規程

平成27年4月1日

自機規程第102号

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 整備及び運用（第11条－第17条）
- 第3章 評価（第18条－第31条）
- 第4章 報告（第32条－第34条）
- 第5章 処分（第35条－第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における内部統制に関する基本的事項を定め、機構憲章に掲げる機構の目的及び理念を有効・効率的かつ適正に達成するために、業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令及び規程遵守の促進並びに資産の保全を目的とする。

（範囲）

第2条 この規程は、機構の役職員に適用する。

（内部統制最高責任者）

第3条 機構に、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、機構長をもって充てる。

2 最高責任者は、内部統制を整備及び運用し、その最終責任を負う。

（監事）

第4条 監事は、内部統制の整備及び運用状況を監視・検証する。

（内部統制担当理事）

第5条 機構に、内部統制担当理事（以下「担当理事」という。）を置き、機構長が指名する理事をもって充てる。

2 担当理事は、最高責任者の業務を補佐し、内部統制推進責任者を総括する。

（内部統制委員会）

第6条 機構に、内部統制に関する重要事項を審議するため、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項に規定する委員会の組織運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(内部統制推進責任者)

第7条 内部統制推進責任者(以下「推進責任者」という。)は、別表1のとおりとする。

(内部統制推進室)

第8条 機構に、担当理事を補佐し、内部統制を推進及び評価するため、内部統制推進室(以下「推進室」という。)を置く。

2 前項に規定する推進室の組織運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(監事及び会計監査人との連携)

第9条 推進室は、監事及び会計監査人と定期的又は必要に応じて、意見及び情報交換を行うものとする。

(反社会的勢力対応)

第10条 機構は、あらゆる反社会的勢力との関係を遮断する。

2 反社会的勢力への対応は、推進責任者がこれにあたるものとする。

3 推進責任者は、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然と対処し、外部専門機関との連絡体制を速やかに構築するものとする。

4 担当理事は、反社会的勢力に対処するマニュアル及び連絡体制を整備するものとする。

第2章 整備及び運用

(業務手順の作成)

第11条 推進責任者は、当該機関等における部門の標準業務手順書の作成及びマニュアルの整備に努めなければならない。

2 推進責任者は、厳格なルールを要する研究を明確にすると共に、リスク要因を分析し、当該研究のリスクを低減する努力を払うものとする。

(情報伝達)

第12条 機構は、最高責任者の意思や機構のミッションを確実に全役職員に伝達するための仕組みを構築するものとする。

2 機構は、危機管理やリスク低減等、内部統制上有効な情報の収集に資するため、職員から最高責任者、理事及び監事への情報伝達の仕組みを構築するものとする。

3 機構は、内部通報が、内部統制担当理事及び監事に、確実かつ秘密裏に報告される仕組みの構築に務めるものとする。

4 前項の内部通報者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構公益通報者の保護に関する規程(平成18年自機規程第63号)に基づき、確実に保護されなければならない。

5 機構は、本情報伝達の目的を達成するため、情報システムの整備に努めるものとする。

(基本方針)

第13条 担当理事は、内部統制の整備及び運用に関する基本方針を作成し、最高責任者

の承認を得るものとする。

2 担当理事は、前項の基本方針を推進責任者及び推進室に通知するものとする。

(整備及び運用状況の把握)

第14条 推進責任者は、基本方針に基づき、内部統制の整備及び運用状況を把握すると共に次の各号に掲げる事項に注意を払わなければならない。

一 内外の諸要因によるリスクの変化により、内部統制が機能していない場合が存在すること。

二 記載事項等表面上の事実のみに基づいて内部統制が行われ、実質的に機能していない場合が存在すること。

三 過度な内部統制により、業務の有効性及び効率性の阻害要因となっている場合が存在すること。

四 不正や過誤が生じた業務のフォローアップが為されておらず、内部統制が機能していない場合が存在すること。

五 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識が明確化となっていること。
(是正措置)

第15条 推進責任者は、内部統制上の不備を発見した場合は、速やかに是正措置を講じるとともに、担当理事に報告しなければならない。

2 担当理事は、前項の報告を精査し、必要に応じて規程の改廃、委員会の開催等、業務上のリスクを低減するための適切な対応を行わなければならない。

(文書化)

第16条 推進責任者は、業務上のリスクを十分に低減する統制活動の整備及び運用状況を明らかにするために、次の各号に規定する内部統制に関する文書を作成する。

一 業務記述書(業務内容を記述した文書)

二 業務フロー図

三 リスクコントロールマトリクス(業務上のリスクと、このリスクに対処するためのコントロールを記した文書)

四 その他内部統制上必要な文書

(研修)

第17条 推進室は、必要に応じて、職員に対して内部統制に関する研修を行うものとする。

2 推進室は、研修を開催した場合は、その実施状況を最高責任者に報告するものとする。

第3章 評価

(評価)

第18条 推進室は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内

部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価するものとする。

2 推進室は、次の各号に掲げる事項について、整備、運用及び健全性を評価するものとする。

一 機構全体的な内部統制

二 業務処理に係る内部統制（業務処理に係る内部統制のうち、情報技術（以下「IT」という。）を利用した内部統制が存在する場合、そのITを支える基盤についても評価する。（以下「IT統制」という。））

（評価範囲）

第19条 推進室は、評価範囲の検討にあたっては、次の各号に掲げるものに留意するものとする。

一 機構全体的な内部統制（原則として、全ての事業拠点について評価する。ただし、財務報告への影響が僅少である場合は、最高責任者の承認により、これを除外することができる。）

二 業務処理に係る内部統制（原則として、決算・財務報告に係る業務プロセスについては、機構全体的な内部統制に準じて評価範囲を決定する。それ以外については、重要な拠点の中から任意に抽出し、機構の事業目的に大きく関わる勘定科目に関する業務プロセスを評価する。その他、財務報告への影響度が大きな業務プロセスについては、評価対象に追加する。）

2 推進室は、評価範囲を検討した際の経緯及び判断基準を記録しなければならない。

3 推進室は、評価範囲の妥当性について、会計監査人の意見を聴くものとする。

（評価計画）

第20条 推進室は、第13条に規定する担当理事の作成した基本方針に基づき、評価基本計画及び評価実施計画を策定し、評価基本計画については、担当理事を経て最高責任者の承認を得るものとする。

2 最高責任者は、評価基本計画が示された場合は、これを委員会に報告するものとする。

（評価基本計画書）

第21条 評価基本計画書の内容は、次の各号に掲げるものとする。

一 目的

二 体制

三 判断基準

四 評価範囲

五 スケジュール（評価期間）

六 その他必要な事項

2 評価基本計画に重大な変更の必要が生じた場合は、最高責任者の承認を得てこれを変更することができる。

(評価実施計画書)

第22条 評価実施計画書の主たる内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 目的
- 二 評価対象
- 三 評価方法
- 四 評価日程
- 五 評価担当者
- 六 その他必要な事項

(機構全体的な内部統制の評価)

第23条 推進室は、機構の全体的な内部統制の評価項目を作成し、担当理事の承認を得るものとする。

2 推進室は、承認された評価項目に基づき、関連文書の閲覧、質問、記録の検証等の手段により評価する。

(業務処理に係る内部統制の評価)

第24条 推進室は、次の各号に掲げる手順により評価を行うものとする。

- 一 業務プロセスの把握
- 二 リスクの識別
- 三 リスクを低減するための統制上の要点の識別
- 四 整備状況の有効性評価
- 五 運用状況の有効性評価
- 六 厳格なルールを要する研究におけるリスクに対する有効性評価
- 七 防災業務計画及び事業継続計画の有効性評価

2 推進室は、決算・財務報告にかかる業務プロセスのうち全体的な観点で評価することが適当と判断するプロセスについては、機構全体的な内部統制の評価に準じて評価することができる。

(IT統制の評価)

第25条 推進室は、次の各号に掲げる事項について、IT全般統制の整備及び運用の有効性を評価するものとする。

- 一 システムの開発、保守
- 二 システムの運用、管理
- 三 内外からのアクセス管理等のシステムの安全性の確保
- 四 外部委託に関する契約の管理

(評価調書)

第26条 推進室は、内部統制の評価を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した評価調書を作成し、担当理事へ報告しなければならない。

- 一 評価結果の概要
- 二 評価手続
- 三 評価結果
- 四 入手資料
- 五 指摘事項
- 六 その他必要な事項

(講評)

第27条 推進室は、内部統制の評価結果又は遂行状況について、被評価部署との情報交換を行うことができる。

(重要な欠陥の是正)

第28条 推進室は、内部統制の評価において、重要な欠陥を発見した場合、改善指示書を作成し、関係部署の長に通知するものとする。

- 2 改善指示書を受領した関係部署の長は、速やかに必要な対策及び措置等を講じて、実施状況を記した改善報告書を推進室に提出するものとする。
- 3 推進室は、改善報告書の内容を検討し、再度内部統制の評価を行うものとする。

(重要な欠陥の報告)

第29条 推進室は、内部統制の評価において、重要な欠陥を発見した場合、最高責任者、監事、会計監査人に報告し、その対応について協議するものとする。

- 2 最高責任者は、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項については、速やかに委員会に報告しなければならない。

(モニタリング)

第30条 推進室は、内部統制の評価後、その内部統制が維持されているかをモニタリングする目的で、被評価部署への質問、観察、文書の閲覧等を行うことができる。

- 2 推進室は、モニタリングの結果について担当理事に報告するものとする。
- 3 役職員は、推進室のモニタリングに対して真摯に応じると共に協力しなければならない。

(内部統制担当理事によるモニタリング)

第31条 担当理事は、内部統制の機能評価のために、必要に応じて直接に被評価部署への質問、観察、文書の閲覧等を行うことができる。

- 2 役職員は、担当理事のモニタリングに対して真摯に応じると共に協力しなければならない。

第4章 報告

(有効性の判断)

第32条 推進室は、すべての評価結果に基づき、財務報告に係る内部統制に重大な欠陥

がないことを確認し、その有効性を判断する。

(内部統制報告)

第33条 推進室は、年度におけるすべての内部統制評価及び有効性の判断を終えたのち、内部統制報告書を作成し、担当理事を経て最高責任者の承認を得るものとする。

2 推進室は、監事に対して前項の報告書の写しを提出するものとする。

(報告)

第34条 最高責任者は、毎年度、内部統制報告書について、委員会に報告するものとする。

第5章 処分

(違反)

第35条 推進室は、法令及び規程に違反している事実(反社会的勢力との契約等を含む。)を発見した場合は、第28条の重要な欠陥の報告に準じて扱うものとする。

2 推進室は、違反事実発生時の対応マニュアルを整備するものとする。

3 違反事実が判明した部署の長は、速やかに是正措置を講じるものとする。

(再発防止)

第36条 推進室は、必要に応じて監事と協力して再発防止策を文書で策定し、最高責任者の承認を得るものとする。

2 最高責任者は、再発防止策に基づき担当理事に対して対策を命ずるものとする。

(処分)

第37条 故意に法令及び規程に違反した役職員については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構理事の選考等に関する規程(平成18年自機規程第58号。以下「理事の選考等に関する規程」という。)又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程(平成16年自機規程第40号。以下「職員懲戒規程」という。)に基づき処分するものとする。

2 内部統制の評価にあたり、故意にこれを阻害したと認められる場合は、当該役職員に対して、理事の選考等に関する規程又は職員懲戒規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 内部統制推進責任者（第7条関係）

機関等	推進責任者
国立天文台	台長
核融合科学研究所	所長
基礎生物学研究所	所長
生理学研究所	所長
分子科学研究所	所長
岡崎共通研究施設	施設の長
岡崎統合事務センター	事務センター長
共創戦略統括本部	本部長
アストロバイオロジーセンター	センター長
生命創成探究センター	センター長
国立天文台ハワイ観測所	所長
国立天文台チリ観測所	所長
国立天文台水沢VLBI観測所	所長
国立天文台野辺山宇宙電波観測所	所長
事務局	事務局長